

資料紹介

松本治一郎記念会館旧蔵資料

——松本治一郎関係書簡・資料から（その九・最終）

本多和明

松本治一郎はわれわれの宝

——追放解除は、民主主義と自由と平和を守る

シンボル

私は、参議院全国区から、三たび立候補させていただいております松本治一郎であります。「…」松本治一郎は、過去五十年に亘り、すべてのしいたげられた人々の解放と、世界の平和のために、闘って参りましたが、この度の参議院全国区の選挙にあたり、松本治一郎は、全国の皆さんに、最後の御奉公をするため、次に申しあげることとを必ず実行することをお誓いします。

一つ、政界の徹底的浄化につとめること。

一つ、貧乏と失業をなくし、人間が人間を差別することのない明るい豊かな世の中を作るために努力すること。

一つ、日米間の不平等条約を廃棄して、日本と中国の国交が、一日も早く正常化するように努力すること。

一つ、日本の真の独立と、アジアの完全解放を通じて、世界平和のために、全力をつくすこと。「…」

松本治一郎記念会館旧蔵資料に、一九五九年六月二日、参議院全国区で三回目の当選（四二万六〇〇票）を果たしたときの「政見放送原稿」が残されている。

松本は、一九四九年二月二十四日、吉田内閣によって「大和報国運動本部役員」であったという名目で公職追放となり、参議院議員、参議院副議長、部落解放全国委員会中央委員長、日本労農救援会中央委員長、機関紙協会会長、自由人権協会副会長を辞することとなった。

『人権と民主主義を護る闘争 松本治一郎氏等の追放問題』（部落解放全国委員会本部発行、一九四九年三月）に

よると、松本の公職追放を前にして、日本社会党、労働者農民党、日本共産党、自由人権協会、日本労農救援会、機関紙協会をはじめ、産別民主化同盟、全日本産業別労働組合会議、日本炭鉱労働組合連合会、全日本進駐軍要員労働組合、国鉄労働組合、全通信労働組合などの労働組合や、自由法曹団、民主主義擁護同盟、民主婦人協議会、婦人民主クラブ、在日本朝鮮人連盟、民主青年合同委員会、日本青年共産同盟、医療民主化全国会議、旧住宅営団借家人組合連合会などの民主団体、六十余団体が会合し、二月二一日、「人権擁護松本治一郎氏等追放取消要求民主団体協議会」を結成、声明を発表、公職追放指定の取り消しを求めた。

また、在日オーストラリア代表部、対日理事会ソ連代表部、在日本大韓民国居留民団からも、追放に反対する書簡や嘆願書がGHQへ提出された（『政治家追放』増田弘著、中央公論新社、二〇〇一年）。

一九四九年四月三〇日に開催された部落解放第四回全国大会は、委員長を空席とし、北原泰作を書記長に選出、松本氏等追放反対闘争を広汎な人民大衆の闘争として第二段階の闘争へ発展させるため、部落解放闘争を、人民解放闘争の一環として、産業防衛と生活権擁護の闘いと結合して闘うとする「解放闘争方針」を決定、海野晋吉、

瀧川幸辰^{ゆきと}、羽仁五郎、堀真琴、平野義太郎、大山郁夫、松岡洋子、菅道^{かんまこと}、松岡駒吉、黒田寿男を顧問とした。

日本労農救援会の機関誌『救援新聞』四〇号（一九四九年三月一日）には、松本治一郎氏等追放取消要求運動に、自由人権協会、民擁同、日本労農救援会、部落解放全国委員会から常任、との記事が見られる。

民主主義擁護同盟（民擁同）は、吉田内閣の反動政策と闘う幅広い民主戦線をめざし、九七団体、一千万人が参加して一九四九年七月二日正式結成された。部落解放全国委員会を代表して北原泰作書記長が出席し、「被圧迫部落民解放の闘いは、民主主義を擁護し、基本的人権を確立し、人民大衆の生活を守るための広範な人民闘争の一環として闘われねばならない。故にわれわれは、部落解放全国委員会の強化拡充を図り、部落解放の闘いを共同の闘争として強力に推し進めることを誓う」との「部落解放闘争に関する決議」を採択した。

『救援新聞』四六号（一九四九年六月一日）には、民擁同常任委員会の決議により、人権問題小委員会を設け、第一回委員会を五月一四日開催、全労連、救援会、自由法曹団、自由人権協会、朝連、部落解放全国委員会、進駐軍労組で構成、民主的諸政党的法務委員と密接な連絡のもとに、あらゆる人権問題をとりあげて処理する、と

の記事が掲載されている。

『解放新聞』二四号（一九五〇年五月二五日）によると、「全国三百万の兄弟諸君！四月三十日請願隊員代表六名は松本治一郎氏の不当追放取消を要求してハリストを執行した！昨年一月松本氏が不当追放されるや、われわれは諸君とともにこれに反対し、各民主団体との共闘で百万に近い署名をもって追放の取消しを要求するとともに、一年有余ごう慢な吉田内閣と、がまんがまんを重ねて交渉してきた、「…」ことにわれわれ部落民を失業と破産と差別のどん底につきおとしながらなんらの保護政策をおこなおうとはしない。われわれは平和と独立と民主主義を守るために、請願隊を組織し、四月三日を期して吉田内閣に迫った「…」いまこそわれわれは死を賭しても最後の手段に訴えて闘うときが来た」として、山口賢次書記長らがハリストに突入したことを伝えた。国会議員署名も、衆議院議員四六〇人のうち三二一人（六九・三四％）、参議院議員二三八人のうち一五九人（六六・八％）（一九五〇年四月二五日現在）に達した。

一九五〇年五月八日に開催された「松本氏不当追放反対部落解放国策要求中央人民大会」で、日本共産党の野坂参三は、「…」私はいま松本氏の追放を解除するといふことが、日本において民主主義と自由と平和を守る一

つのシンボルであると思う。「…」今後日本のすべての人間が解放されるためには、どうしたって進歩的な人間がみなくて大きな力をつくりあげねばならない、統一戦線をつくらなければならぬ。「…」この時、誰が一番この先頭に立ちうるか、この事を考えた時松本治一郎氏を除いて他にありません、松本治一郎氏は実をいえばわれわれの宝といってよろしい」と演説した。

松本は、一九五一年八月六日、追放解除された。

松本の追放解除を求める広範な闘いは、人権救済や生活擁護を求める人びとの立ち上がりと連帯の輪を広げた。追放解除を前にして、一九五二年六月二二日、『人権民報』が創刊されている。一五号（一九五二年八月一日）には、「わが人権民報は、傷痍団体中央連合会、部落解放全国委員会、全日本借地借家人組合、日本労働救援会をはじめ、民主商工会、日本患者同盟等、現に人権の擁護、生活権の確保のために活動している団体を中心に人権擁護懇談会を開催した際、『人権』の重要性を知らない人々を啓蒙し、人権についての自覚をうながすため、新聞を発行する必要があると決定され、その趣旨に従い、布施辰治弁護士、馬島憺ドクトル両氏を顧問として創刊されたもので、政党、政派、思想的傾向には関係のない一般新聞であります」と、創刊の経緯が説明さ

れている。松本は、布施辰治、馬島憫まじめたからと共に協力し、最後まで財政援助を続けた。

『人権民報』は、旬刊で人権民報社から発行、初代編集長は野上巖のの かつみいお（ペンネーム・新島繁）で、昨年封切られた山田洋次監督の松竹映画「母べえ」（主演・吉永小百合、原作・野上昭代「父へのレクイエム」『かんころもちの島で』読売新聞社、一九八四年）に登場する「父べえ」の實在のモデルである。戦前、唯物論研究会の創立に参加、檢舉・起訴・入獄、保釈中に始めた古本屋「大衆書房」で小林多喜二とめぐりあった。戦後は自由懇話会、自由大や全日本教員組合の創立に加わり、民主主義科学者協会、新日本文学会、国民救援会等で活躍、『新日本文学』に「小林多喜二をめぐる思い出」を執筆した。五五年に神戸大学へ赴任したが五七年に逝去している。

『人権民報』は、「人権をまもる人々」「人権夜話」「身上相談」「生活相談」「時事解説」などの身近な連載記事や、各地での人権や生活擁護の闘いを続々と報道した。『人権民報』三八号（一九五二年四月一五日）には「軽犯罪法違反にM・P 名大事件・人権擁護議員連盟究明に立つ」（人権擁護議員連盟は、自由党から共産党にいたる各党から七〇名の議員が参加して五二年二月二日に発足）、六九号（一九五三年四月一五日）には、国民救援会が、

四月三日、人権擁護政治連盟（会長布施辰治）を結成、一〇四名参加（松本・救援会顧問含む）、吉田内閣打倒、再軍備反対、平和憲法を守れなど一七項目を掲げ、選挙をたたかうとの記事や、「不戦アジア人権を守る会」が結成され、日中友好協会、留日華僑総会、朝鮮解放救援会、日本国民救援会、平和擁護日本委員会、朝鮮民主統一戦線が参加などの記事が掲載されている。

国民の生存権と基本的人権の尊重をうたい、一九五〇年、改正生活保護法が制定された。しかし、五〇年に朝鮮戦争の勃発、警察予備隊の創設をひかえ、日本独占資本の復活をもくろみ、経済九原則に基づいて、四九年にドッジ・ラインが実施されると、深刻な不況、中小企業の倒産、大量解雇が行われ、失業者が激増したが、他方で生活保護の打ち切りが強行された。

一九五〇年頃から、民主診療所の生活相談活動や自由労働組合の働きかけで、生活保護者の組織化が進み、全国各地に生活を守る会、健康を守る会などが生まれ、その中央連絡機関として、五三年一月「生活相談全国連絡事務局」が発足、五四年一月から「生活と健康を守る全国連絡会議」が毎年開催され、五八年一〇月「生活と健康を守る会全国連絡会」（会長馬島憫・新日本医師協会会長）に改組された。顧問に羽仁説子、神近市子、岩間

正男、志賀義雄などとともに、松本が就任した。「戦争と失業に反対する国民大行進」（一九五九年）などを通じて、全日自労など労働組合との統一行動が進展した。

『自立・解放への道（軌跡） 結成五十年と本多義信の生涯』（部落解放同盟香川県連合会、二〇〇七年）には次のように書かれている。「戦後失業者は五百万人を越えた。政府は雇用不安から革命さわぎが起るのを恐れ、一九四九（昭和二四）年に『緊急失業対策法』を制定して失業者を公共土木事業に雇うことにした。仕事は学校などの公共用地・道路・街路の整備、堤防のかさ上げ、港湾整備などであった。部落では多くの人がこの事業に応募した。『…失対労働者は『全日本自由労働組合』（以下『全日自労』）を結成していた。全国で失対に働く人は最大三十五万人いた。部落の人が多かったので全日自労と解放同盟は密接な関係にあった。政府は一九六二（昭和三七）年、『仕事の能率が悪い』などの理由で失対事業を縮小する方針を打ち出した。政府は縮小と言うが、当事者は首切りと受けとめた。だから、『唯一の安定した仕事があばわれる！』と、香川でも首切り反対のたたかいが激しくなった。一九六三（昭和三八）年には、県と全日自労・解放同盟県連との間で衝突が繰り返され、逮捕者が出た。さらに県職員や県警警部補による差別発

言が国会で追及されるなど、全面的な対立となった」

緊急失業対策法が制定された一九四九年当時、関東以西の失業対策事業に働く自由労働者のうち約半数が部落出身労働者といわれた。五九年に開催された「第一回全日自労部落対策全国研究会」の府県支部の報告をみても全日自労内部の部落出身労働者の比率は高く、とくに関西では四〇五割を占めていた。

部落の自由労働者の行政に対する仕事要求の闘いでは、滋賀県・能登川事件（一九五〇年）、三重県・松阪職安事件（一九五一年）など弾圧事件も頻発した。

一九六一年、高知・長浜で取り組まれた教科書無償の闘いでは、自由労働者が闘いの中心を担った。仕事らしい仕事に恵まれず、母親たちの多くは失業対策事業に出て働いていた。当時の失対は一日働いて約三〇〇円、教科書代は小学校で当時約五〇〇円、中学校になると約一〇〇〇円。失対で働く親たちにとっては、かなりの負担であった。こうした母親たちの要求を軸に部落解放同盟長浜支部は地域の民主団体や部落外の人々にも働きかけて「長浜地区小中学校教科書をタダにする会」を結成、粘り強い闘いの結果、六三年一月「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」が成立した（『教科書無償 高知・長浜のたたかい』『教科書無償』編集

委員会編、解放出版社、一九九六年）。

『にんげん・羽音豊 鉦害闘争と部落解放運動』（福岡県人権研究所、二〇〇七年）には、「石炭エネルギーは、明治政府の富国強兵・殖産興業の政策、昭和前半の戦争政策、そして第二次世界大戦後は復興政策を支えてきた。しかしながら、一九五五年頃からの政府によるエネルギー政策の石油への転換は、筑豊地域に二一八のボタ山（一九七八年）と失業者を残して、一九六〇年代に集中して炭鉱を一気に消滅させていった」「…」このような脅しに負けてたまるか。あれは三菱方城炭鉱の時だった。鉦害の事実を認めようともせず、交渉にも応じない。そして暴力団を使って脅してきた。『よし、命を取るなら取ってみろ』と、白装束に身を包み、日本刀を持って炭坑の事務所に押しかけたことがあった。この行動にはさすがの会社も肝を抜かして、俺たちの命がけの闘いに負けて、交渉のテーブルに着くことになった。交渉のテーブルに着けばこっちのものがたい。我々は事実を持って交渉するから会社は逃げようがない。三菱方城炭鉱の鉦害闘争はこうして始まった（一九五三年頃）。この行動は、おやじ松本治一郎の耳に入り、呼びつけられて怒られた。『お前たちの要求は正しい。とことん聞え。しかし、物を持つ者は、物にたよる。物にたよるな、素手で聞え。

信なくば立たず』と。それ以後は、力ではなく、理論で闘うことになった。その理論的支柱は、おやじ（松本治一郎）の顧問弁護士副島次郎であった。豊の行動力に副島弁護士の理論が加わり、豊の鉦害闘争はだんだん社会性を帯びた闘いへと変化していく」と語られている。

石炭に依存してきた日本のエネルギー源が、石油に転換が図られた一九五〇年代、石炭採掘大手各社は人員整理を含む合理化に取り組んだ。三井鉱山は五三年、三千余名に退職を勧告、従わない二七〇〇人を指名解雇したが、三井炭鉱労働組合連合会（三鉱連）の抵抗で撤回を余儀なくされ、この闘いは「英雄なき一―三日の闘い」といわれた。しかし石炭産業の斜陽化に歯止めがかからなくなつた五九年一〇月、同社は再び四五八〇人に及ぶ人員整理を発表、三池炭鉱では応募者が整理人員に満たなかつたため、会社は指名解雇二七八人を発表、六〇年一月二五日組合員の鉱山立ち入りを禁止し、ロックアウトを強行した。この日から日本炭鉱労働組合（炭労）、三鉱連とその傘下の三池労組は、全面無期限ストに突入した。会社側へは財界が、労組側へは総評が組織を挙げて支援を打ち出し、「総資本対総労働」といわれる緊迫した両者の対峙となつた。

その過程で、六〇年三月一七日には全労の支援を得て、

第二組合（三池炭鉱新労働組合）が結成された。三月二十九日には、トラックやハイヤー、バスに分乗した暴力団員が四山鉱を襲い、正門でピケを張っていた三池労組組員、久保清さんが刺殺されるといふ事件が発生した。

部落解放同盟は、三池炭鉱労働者の約三分の一が部落出身者であること、三池労組に襲いかかった暴力団にも部落出身者が含まれていたことから事態を重視し、連日二〇〇人近いオルグ団を送った。松本も現地に入り激励、三十一日の組合葬に参加した。争議の継続可否かを決定する炭労臨時大会（四月九日）開催直前の四月七日、第二組合は山野、田川など三井鉱山の五山に三池労組を「特殊部落」と名指す「差別ピラ」を大量に配布し、社会意識としての差別観念を利用して三池労組の孤立化をねらった。部落解放同盟は悪質な差別事件としてただちに糾弾闘争にたちあがり、五月九日全国から二五〇〇人の同盟員を三池に集結、三川鉱ホッパー前で三池労組とともに八〇〇〇人が参加して「三井第二組合差別糾弾総決起大会」を開催したが、「菊川組合長辞意表明の真相」という新たな差別ピラが配布されるに至り、部落解放同盟拡大中央委員会は抗議を決定、九月八日、三役辞任と謝罪を勝ちとった。この間、解放同盟は三月二十七日から七月二十九日までのべ七七五四人のオルグを三池に送っ

た。

会社は、貯炭場であるホッパーの組員立ち入り禁止の仮処分を申請し、七月七日これが福岡地裁に認められるとともに、県警本部は強制排除の警官隊を差し向け、現地は一触即発の状態となった。このため、炭労と三井鉱山は、中央労働委員会へ斡旋を求めた。八月一〇日中労委は「会社側の指名解雇を取り消す代わりに、被整理者は自然退職したものとみなす」という斡旋案を発表、炭労は斡旋案受諾を決め、十一月一日三池労組は無期限ストライキを解除して闘争は終結した。

松本治一郎記念会館旧蔵資料には、現地で発行され続けた三池労組機関紙『みいけ』、同紙号外、同労組『日刊情報』、総評九州拠点教宣センター『日刊情報』、三池労組や炭労を含む支援団体の声明・訴え・ピラなどが残されている。その中には部落解放同盟福岡県連の「三井三池第二組合の差別ピラに対する声明書」（六〇年四月二十五日）、「差別糾弾斗争ニュースNO. 1」（四月三〇日）も含まれる。『県連ニュース』三二一号（六〇年六月三日）は、「三井第二組合幹部のちよう戦を許すな！」というもので、六月九日の拡大中央委員会での第二組合のピラに対する抗議決議文が収録されている。

一九五九年二月五日、原水爆禁止日本協議会、憲法擁

護国民連合、日中国交回復国民会議、全国軍事基地反対連絡会議、日本労働組合総評議会の五団体を代表して、安井郁、片山哲、風見章、松本は記者会見をし、「日米安保条約改定反対、同条約および行政協定廃止、日中間係打開についての共同声明」を発表、日本の再軍備と軍事基地化をもたらず安保条約の廃棄を要求、国民に共同闘争を呼びかけた。三月二十八日には、総評・日本社会党・日中国交回復国民会議など一三四団体によって安保条約改定阻止国民会議が結成され、五九年四月から翌六〇年七月までの間に二二次に及ぶ大規模な全国的統一行動が展開された。六〇年五月一九日の条約批准案衆議院強行採決以後、デモ隊による国会包囲、総評によるストライキなどの抗議闘争が高揚、アイゼンハワー米大統領の訪日が中止されたが、六月一九日に安保条約は自然成立、岸信介首相が退陣した。

部落解放同盟は、五九年二月二八日の安保廃止全国民統一行動から参加、国民会議には結成時から加入。各地の同盟員は、末端市町村共闘で中心的役割を果たし、京都府・岡山県などの自治体議会での反安保決議も、同盟員の働きかけによるものであった。三池闘争と安保闘争は部落大衆の政治的自覚を飛躍的に高めた。

一九五八年一月二四日、東京・主婦会館で「部落解放

国策樹立要請全国会議」が開催され、「三百万の要求を八千万の要求へ」をスローガンに、部落解放国策樹立を求める運動が始まった。六〇年八月一三日、同対策審議会設置法が公布施行された。六一年三月二日、部落解放同盟第一六回大会で、水平社創立四〇年を機に、国策樹立大行進を行なうことを決定、六月から国策樹立のための一〇〇万人署名運動も開始。請願行進隊は西日本隊（九月二日出発、福岡→東京）と東日本隊（一〇月二日出発、長野→東京）に分かれ、松本の激励をうけ一カ月にわたって行進した。